

諸外国における画面デザインに関する法令・基準等

1. 米国

アメリカ合衆国 特許法

合衆国法典第 35 卷(35 U.S.C.) - 特許

2005 年 8 月 8 日改正¹

第 16 章 意匠

第 171 条 意匠に関する特許

製造物品のための新規，独創的かつ装飾的意匠を創作した者は，本法の条件及び要件に従い，それについての特許を取得することができる。

発明に関する特許についての本法の規定は，別段の定めがある場合を除き，意匠に関する特許に適用する。

MPEP 1500 Design Patents

1504.01(a)コンピューター作成アイコン

法律上の主題たり得るためには、コンピューター作成アイコンの意匠出願は 35 U.S.C. 171 の「製造物品」の要件を満たさなければならない。

コンピューター作成アイコンの意匠特許出願の審査の指針

コンピューター作成アイコンの意匠特許出願が 35 U.S.C. 171 の「製造物品」の要件を満たすか否かを PTO 職員が決定するに当たって、以下の指針が開発された。

A. 「製造物品」の要件の遵守を支配する一般原則

全画面ディスプレイおよび個々のアイコン等のコンピューター作成アイコンは、平面画像であり、単独では表面の装飾である。例えば、Ex parte Strijland, 26 USPQ2d 1259 (Bd.Pat. App. & Int. 1992) (コンピューター作成のアイコンそれ自体は表面の装飾にすぎない)参照。PTO は、製造物品において具体化されるコンピューター作成アイコンの意匠は 35 U.S.C. 171 による意匠特許の保護を受けることのできる法律上の主題であるとみなしている。このように、出願がコンピューター・スクリーン、モニターもしくはその他のディスプレイ・パネルまたはその一部上に表されたコンピューター作成アイコンを請求する場合、クレームは 35 U.S.C. 171 の「製造物品」の要件を満たさなければならない。特許を受けることのできる意匠は、それが応用される対象物から分離不可能であり、

¹ 2011 年 9 月に成立した特許改革法においても、画面デザインに関する法令・基準についての改正はない予定。

表面装飾の単なる図柄として単独では存在し得ないので、コンピューター作成アイコンは、35 U.S.C. 171 を満たすために、コンピューター・スクリーン、モニターもしくはその他のディスプレイ・パネルまたはその一部において具体化されていなければならない。MPEP § 1502 参照。

「我々は、意匠の存在がそれ自体の外部のものに依存しているということは「製造物品」の意匠ではないという認定の理由であるとは思わない。」In re Hubby, 373 F.2d 997, 1001, 153 USPQ 61,66 (CCPA1967)(製造物品の特許を受けることのできる意匠、噴水の意匠)。コンピューター作成アイコンの存在が中央演算ユニットおよびその存在自体がコンピューター・プログラムに依存していることは、その意匠が製造物品に関するものではないという認定の理由ではない。

B.コンピューター作成アイコンの意匠特許出願が「製造物品」の要件を満たすか否かを評価するための手続き

PTO の職員は、コンピューター作成アイコンの意匠特許出願が 35 U.S.C. 171 の「製造物品」の要件を満たしているかどうかを検討するに当たって、以下の手続きに従わなければならない。

(A)出願人が意匠として請求しているものを決定し、その意匠が製造物品に具体化されているかいないかを決定するために開示全体を読むこと。37 CFR 1.71 および 1.152-1.154。

クレームは「表された通りの、または表され説明された通りの」意匠について正式の用語によらなければならないので、図面はクレームの最善の説明を提供する。37 CFR 1.153。

(1)コンピューター・スクリーン、モニター、その他のディスプレイ・パネル、またはその一部が表されているか否かを決定するために図面を検討すること。37 CFR 1.152。

コンピューター作成アイコンはコンピューター・スクリーン、モニター、その他のディスプレイ・パネルの一部にのみ具体化することができるが、図面は「物品の外観の完全な開示を構成する十分な数の図面を含んでいなければならない。」37 CFR 1.152。更に、図面は 37 CFR 1.84 を満たさなければならない。

(2)名称が請求に係る主題を明瞭に説明しているか否かを決定するために名称を検討すること。37 CFR 1.153。

以下の名称は 35 U.S.C. 171 による製造物品の意匠を適切に説明していない。「コンピューター・アイコン」または「アイコン」。一方、以下の名称は 35 U.S.C. 171 による製造物品の意匠を適切に説明している。「アイコン付コンピューター・スクリーン」、「コンピューター・アイコン付ディスプレイ・パネル」、「アイコン画像付コンピューター・スクリーンの一部」、「コンピューター・アイコン画像付ディスプレイ・パネルの一部」、または「コンピューター・アイコンが表示されたモニターの一部」。

(3)特徴的な特性の記載が提示されているか否かを決定するために明細書を検討する。37 CFR 1.71。特徴的な特性の記載が提示されている場合、請求に係る主題がコンピューター・スクリーン、モニター、その他のディスプレイ・パネル、またはその一部に具体化されているコンピューター作成アイコンとして説明しているか否かを決定すること。McGrady v. Aspenglas Corp., 487 F.2d

859, 208 USPQ 242 (S.D.N.Y. 1980) (意匠特許出願における説明的記載はクレームの範囲を狭める。) 参照。

(B)コンピューター・スクリーン、モニター、その他のディスプレイ・パネル、またはその一部に具体化されたコンピューター作成アイコンを実線または破線のいずれかで図面が画いていない場合、製造物品の要件を満たしていないとして 35 U.S.C. 171 により請求に係る意匠を拒絶すること。

(1)開示が全体としてコンピューター・スクリーン、モニター、その他のディスプレイ・パネル、またはその一部に具体化されたコンピューター作成アイコンとして請求に係る主題を示唆、または説明していない場合、以下を指示すること。

(a) クレームは 35 U.S.C. 171 に基づき致命的瑕疵があること。

(b)拒絶を解消するための書面による説明、図面および/またはクレームの補正は、普通は登録されるが、書面による説明、図面および/またはクレームから新規事項を取り消すよう要求される。新規事項が追加されている場合、クレームは 35 U.S.C. 112 第 1 節により拒絶されるべきである。

(2)開示が全体としてコンピューター・スクリーン、モニター、その他のディスプレイ・パネル、またはその一部に具体化されたコンピューター作成アイコンとして請求に係る主題を示唆、または説明している場合、35 U.S.C. 171 による拒絶を解消するために図面を補正することができる旨を指示する。補正によりクレームが 35 U.S.C. 171 を満たすことになることを示唆すること。

(C)特許事件施行規則の方式要件を開示が満たさなかったことに対するすべての方式拒絶理由を指示すること。37 C.F.R. 1.71, 1.81-1.85 および 1.152-1.154。補正により開示が特許事件施行規則の方式要件を満たすことになることを示唆すること。

(D)出願人の応答に基づき、

(1)補正を登録すること、および

(2)図面、名称、および明細書がコンピューター・スクリーン、モニター、その他のディスプレイ・パネル、またはその一部に具体化されたコンピューター作成アイコンを明確に開示しているか否かを決定するために、補正を含め全議論および全記録を検討すること。

(E)証拠の優越により(In re Oetiker, 977 F. 2d 1443, 1445, 24 USPQ2d 1443, 1444 (Fed. Cir. 1992) 「出願人が証拠または議論を応答で提出した後で、議論の説得力に十分な考慮を払って証拠の優越により記録全体に基づき特許性を決定する」参照)、出願人が、コンピューター・スクリーン、モニター、その他のディスプレイ・パネル、またはその一部にコンピューター作成アイコンが具体化されていることを立証した場合には、35 U.S.C. 171 による拒絶を撤回すること。

コンピューター作成アイコンに関する係属中の意匠出願に対する指針の効果

PTO 職員は、1996 年 4 月 19 日現在で PTO に係属しているコンピューター作成アイコンの意匠特許出願を審査するに際して、上記の手続きに従わなければならない。

・タイプ・フォントの取扱い

伝統的に、タイプ・フォントは、各文字または記号が生み出される本物の版木で作成されてきた。従って、PTO は、歴史的にタイプ・フォントに関する意匠特許を付与してきた。PTO 職員は、コンピューター作成を含むより近代的なタイプセッティング方法が本物の印刷版木を要求していないという根拠に基づいて、「製造物品」の要件を満たしていないことを理由に 35 U.S.C. 171 によりタイプ・フォントのクレームを拒絶すべきではない。

・ 変化するコンピューター生成アイコン

表示中に外観が変化する画像を含むコンピューター生成アイコンは意匠クレームの対象となり得る。そのようなクレームは 2 以上の図により示すことができる。画像は順次表示されるものであって、一の画像から他の画像へ変化する過程や変化する期間には装飾的特徴がないものとして把握される。明細書中には、意匠の遷移の仕方を説明し、図示されていないものはクレームの範囲に含まれないことを明らかにするために、説明文を記載する必要がある。以下に、こうした説明文の例を示す。

「この特許の対象は一の画像から他の画像に変化する過程や変化する期間を含む。この過程や期間は意匠のクレームを構成しない。」

「変化する画像の外観は図 1 乃至 8 に示される画像の間を順次遷移する。一の画像から他の画像に変化する過程や変化する期間は意匠のクレームを構成しない。」

「変化する画像の外観は図 1 乃至 8 に示される画像の間を順次遷移する。一の画像から他の画像に変化する過程や変化する期間に関しては、装飾的特徴はない。」

2 . 欧州共同体

意匠理事会規則

2006 年 12 月 18 日の理事会規則(EC)No.1891/2006 により改正された、共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則 No.6/2002

2008 年 1 月 1 日施行

第 3 条 定義

本規則の適用上、

(a) 「意匠」とは、製品の全体又は一部の外観であって、その製品自体及び / 又はそれに係る装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方及び / 又は素材の特徴から生じるものをいう。

(b) 「製品」とは、工業又は手工芸による物品をいい、その中には、特に複合製品に組み立てることを目的とする部品、包装、外装、図形的表象、印刷書体を含むが、コンピュータ・プログラムは含まない。

(c) 「複合製品」とは、交換することができ、分解及び再組立を可能にする複数の構成部品によって構成されている製品をいう。

3. 韓国

デザイン保護法(意匠法)

2011/06/30

第 2 条(定義) 本法で使用する用語の定義は次の通りである。<改正 1995.12.29、1997.8.22、2004.12.31>

1. “デザイン”とは、物品〔物品の部分(第 12 条を除く)および文字体を含む。以下同じ〕の形状・模様・色彩又はこれらを結合したもので、視覚を通じて美感を起させるものをいう。<改正 2001.2.3、2004.12.31>

1 の 2. “文字体”とは記録や表示または印刷等に使用するために、共通的な特徴を持った形態に作られた一組の文字体(数字、文字符号および記号等の形態を含む)をいう。<新設 2004.12.31>

2. “登録デザイン”とは、デザイン登録を受けたデザインをいう。

3. “デザイン登録”とは、デザイン審査登録及びデザイン無審査登録をいう。

4. “デザイン審査登録”とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件の全てを備えているのかを審査して行うデザイン登録をいう。

5. “デザイン無審査登録”とは、デザイン登録出願が本法によるデザインの登録要件中、第 26 条第 2 項の規定により適用が除かれる登録要件外の登録要件を備えているのかを審査して行うデザイン登録をいう。<改正 2001.2.3>

6. “実施”とは、デザインに関する物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出又は輸入したりその物品の譲渡又は貸与の請約(譲渡若しくは貸与のための展示を含む。以下同じ。)をする行為をいう。

デザイン保護法施行規則

2011/03/31

第 5 条(出願書等) 法第 9 条第 1 項 及び第 4 項によりデザイン審査登録出願または類似デザイン審査登録出願をしようとし、またはデザイン無審査登録出願をしようとする者は、別紙第 3 号書式のデザイン登録出願書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 図面若しくは写真または見本 1 通(複数デザイン登録出願の場合には各デザインご

とに 1 通)

2. 代理人により手続きを踏む場合にはその代理権を証明する書類 1 通
3. その他法令で定めた証明書類 1 通

第 1 項第 1 号による図面は、次の各号の区分によって作成するが、登録を受けようとするデザインの全体的な形態を 1 個以上の図面を利用して明確に表現しなければならない。

1. 立体デザインの場合: 別紙第 4 号書式の立体デザイン図面
2. 平面デザインの場合: 別紙第 5 号書式の平面デザイン図面
3. 字体デザインの場合: 別紙第 6 号書式の字体デザイン図面

削除 <2011.3.31>

法第 9 条第 3 項により見本で図面に替えるときには、見本 1 個とその見本を撮影した写真 1 枚を提出しなければならない。この場合、見本の規格は厚さ 1 センチメートル、横 15 センチメートル、縦 22 センチメートル以内でなければならない。但し、薄い布または紙等を使用する場合には、横と縦の和を 200 センチメートル以下にすることができる。

法第 2 条第 1 号の 2 による字体デザインの図面は、別表 6 の通りである。

[全文改正 2007.6.29]

第 9 条(物品の区分等) 法第 11 条第 2 項による物品の区分は、別表 4 の範囲で物品の用途と機能などを考慮して特許庁長が定めて告示する。この場合、物品の区分は、デザイン登録出願書作成の一貫性維持と統一された名称を使用するためのもので、デザイン物品相互間の類似範囲を定めるものではない。<改正 2009.12.30>

法第 12 条第 2 項の規定による対の物品の区分は別表 5 の通りである。

法第 9 条第 6 項によってデザイン無審査登録出願をすることができる物品は、次の各号のいずれかに該当する物品とする。<新設 1998.2.23><改正 2005.7.1、2007.6.29>

1.1. 別表 4 の物品の範囲、A1 類・B1 類・B2 類・B3 類・B4 類・B5 類・B9 類・C1 類・C4 類・C7 類・D1 類・F1 類・F2 類・F3 類・F4 類・F5 類・H5 類及び M1 類に属する物品
<改正 2007.6.29、2009.12.30、2011.3.31>

2. 液晶画面等の表示物品に一時的に図形等が表示される画像デザインに関する物品
<改正 2007.6.29>

法第 11 条の 2 第 2 項の規定によって複数デザイン登録出願をすることができる物品は別表 4 の物品の区分上の分類が同一の物品とする。<新設 1998.2.23、改正 2001.6.30、2005.7.1>

4. 中国

中華人民共和国専利法(改正)

2009 年 10 月 1 日施行

第二条 本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。

発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。

実用新案とは、製品の形状、構造又はその結合に対して行われ、実用に適した新たな技術方案を指す。

意匠とは、製品の形状、図案又はその結合及び色彩と形状、図案の結合に対して行われ、優れた外観を備え、かつ工業への応用に適した新たな設計を指す。

専利審査指南

2010

中華人民共和国国家知識産権局

第一部第三章

7.4 意匠専利権を付与しない場合 専利法2条4項の規定に基づき、以下の項目は意匠専利権を付与しない状況に該当する。

(1) 特定な地理的条件によって決まるもので、繰り返して再現することのできない固定した建物、橋など。例えば、特定の山、河川を含む山水別荘。(2) 気体、液体及び粉末状など固定した形状のない物質を含めているため、形状、図案、色彩などが固定しない製品。(3) 分割できない、又は単独では販売できない、そして単独では使用できない製品の局部の設計。例えば、靴下のかかと、ブリム、コップの取っ手など。(4) 異なった特定な形状又は図案を有する複数の部材で組み合わせた製品の場合は、部材そのものが単独で販売できない、そして単独では使用できないならば、当該部材は意匠専利の保護客体に該当しない。例えば、形状の異なった嵌めパーツからなる嵌め絵は、すべての嵌めパーツを一件の意匠として出願する場合に限って、意匠専利の保護客体に該当する。(5) 視覚に働くことがない、又は肉眼では確認しにくく、特定な工具を使わないと、その形状、図案、色彩を見分けられないような製品。例えば、紫外線ランプで照射されないと図案が現れない製品など。(6) 保護を求める意匠は製品そのものの通常の形態ではない。例えばハンカチを動物の形にした意匠など。(7) 自然物の元来の形状、図案、色彩を主体とする設計。通常は、2つの状況を指すが、一つは自然物そのもの、もう一つは自然物のシミュレーション設計である。(8) 単なる美術、書道、撮影などのカテゴリーに属する作品。(9) その製品の所属する分野では見慣れている幾何形状及び図案からなる意匠。(10) 文字、数字の発音、意味は意匠の保護内容に該当しない。(11) 製品に電気を入れた後で顯示する図案。例えば、デジタル時計のディスプレイで表示される図案、携帯電話のディスプレイで表示された図案、ソフトウェアのインターフェースなど。

5. 香港

意匠条例

2009 年 L.N.253 により改正

2010 年 2 月 26 日施行

第 522 章

第 2 条

(1) 本条例においては、文脈上別異の解釈を要する場合を除き、次の通り定義する。(略)
「意匠」とは、工業的方法により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であって、完成物品において視覚に訴え、かつ、視覚で判断されるものをいう。ただし、次の事項を含まない。

(a) 構造についての方法又は原理

(b) 物品の形状又は輪郭の特徴で、

(i) 当該物品が果たす機能のみにより決定付けられるもの、又は

(ii) 当該物品が創作者の意図により他の物品の不可欠な部分を形成するものであり、当該他の物品の外観に依存しているもの

6. ロシア**特許法**

2003 年 2 月 7 日連邦法第 22-FZ 号により改正された 1992 年 9 月 23 日第 3517-I 号

2003 年 3 月 11 日施行

第 6 条 意匠の特許性の要件

(1) 工業的に又は職人により製造された物品の芸術的意匠による表示であって、当該物品の外観を定義するものは、意匠として保護する。

意匠は、新規かつ独創的なものであるときは、保護を与える。

意匠は、物品の表示において示されており、かつ、意匠の本質的特徴の一覧に記載されている本質的特徴全体が、その意匠の優先日前に世界の何れの場所においても、一般に利用可能な情報から知られていなかったときは、新規なものともみなす。

意匠の新規性を判断する際は、他人がロシア連邦において出願した意匠に係るすべての出願であって先の優先権を有し、その出願書類を本法第 25 条第 2 文に基づいて何人も閲覧することができるもの、並びにロシア連邦において特許を受けた意匠も考慮しなければならない。

意匠は、物品に特有の外観における創作性を本質的特徴が明確にするときは、独創的なものとみなされる。

意匠の本質的特徴には、物品の外観の審美的及び / 又は人間工学的な特性を定める特徴、特に、形状、輪郭、装飾及び色の組合せが含まれる。

意匠に関する情報開示は、創作者、出願人又はこれらの者から直接又は間接に情報を得

た者によって行われ、意匠の本質に関する情報を公開する内容のものである場合に、当該意匠が当該情報開示から 6 月以内に知的所有権に関する連邦行政当局に出願されたときは、意匠の特許性を失うものとはみなされない。前記の場合の立証責任は、出願人側にある。

(2) 次に掲げるものは、特許を受けることができる意匠と認めない。

- 専ら物品の技術的機能により定められる解決
- 建築物(ささいな建築形態を除く。)及び工業上、水圧技術上又は他の固定構造物に関する解決
- 印刷物それ自体に関する解決
- 液体、気体及び乾燥物質等の安定していない形状の主題に関する解決
- 公の利益、人道的原則又は道徳に反する物品

7. ドイツ

意匠法

1994 年 10 月 25 日改正

1995 年 1 月 1 日施行

第 1 条

- [1] 工業意匠の、全体又は部分を、模造する権利はその創作者が専有する。
 [2] 本法においては、新規で独創的な製作物のみを工業意匠という。

8. フランス

知的財産法

2006 年 3 月 1 日法律第 2006-236 号による改正

第 V 卷 意匠及びひな形

第 I 編 保護の条件及び手続

第 I 章 適用の範囲

第 I 節 保護の対象

第 L511 条 1

製品の全体又は部分の外観であって、特にその製品の線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材質の特徴に由来するものは、意匠又はひな形としての保護の適格性を有する。そのような特徴は、製品自体の特徴、又はその装飾の特徴とすることができる。

工業製品又は手工芸品は何れも製品とみなされ、それには特に複合製品に組み込まれる予定の部品、包装、外装、図形記号及び印刷書体が含まれるが、コンピュータ・プログ

ラムは除かれる。

(出典)

・特許庁ウェブサイト

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm

・米国 MPEP は、『意匠権活用実態海外調査及び研究のための委員会報告書』平成 11 年 3 月社団法人日本デザイン保護協会。のみ特許庁作成。